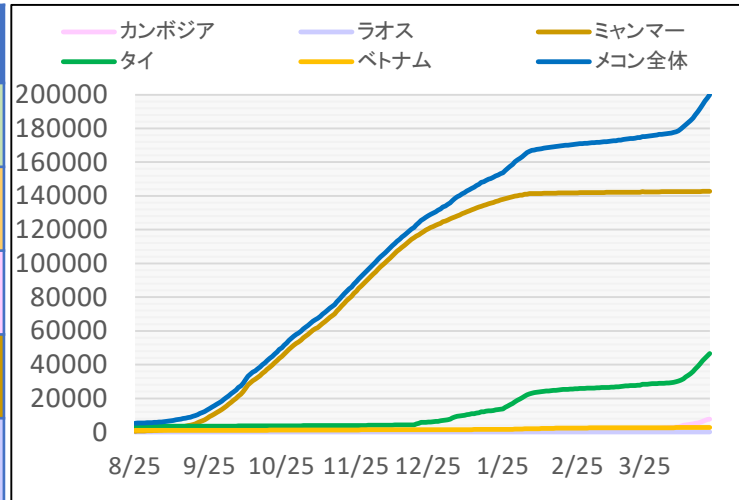


# メコン地域におけるCOVID19の状況について

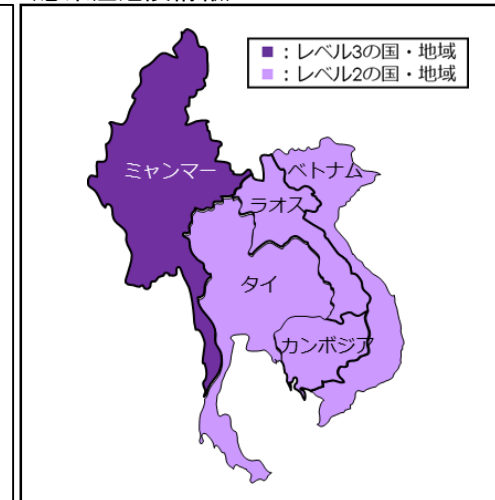
## 1 感染者数（4月22日（木）11：00現在）

国名 (人口)	累積感染者数 (死者数)	前日比	10万人あたり 新規感染者数 (4/15~4/21)
タイ (6942万人)	46643 (110)	+1458 +3%	27.4481
ベトナム (9467万人)	2800 (35)	+0 +0%	0.2410
カンボジア (1529万人)	7747 (54)	+303 +4%	40.5855
ミャンマー (5141万人)	142661 (3206)	+17 +0.01%	0.8735
ラオス (701万人)	88 (0)	+28 +47%	0.5571

(累積感染者数の推移)



(感染症危険情報)



・4/21時点で、メコン地域全体で199,939人(前日比+1,806人, 死者3,405人)。メコン各国においては、新規感染者数は抑えられており、新規感染者のほとんどは輸入症例であるが、ミャンマーでは、8月16日からラカイン州で市中感染が拡大したことを契機に、その後ヤンゴン地域でも市中感染が拡大していたが、2月1日のクーデター以降は検査が十分にできておらず、実際の感染状況は不明。市中感染がほぼゼロに抑え込まれていたタイでも、12月20日、バンコクの西隣、サムットサーコーン県の水産市場にてクラスターが発生。主にミャンマー人労働者を中心に市中感染が拡大した。3月下旬にバンコクの歓楽街でクラスターが発生し、再び感染が拡大している。ベトナムでは1月27日に約2か月ぶりに、ハイズオン省とクアンニン省を中心に市中感染が発生したが、現在、感染状況は落ち着いている。カンボジアでは2月20日に3回目となる市中感染事例が発生し、現時点で7,202名の感染が判明し、同国初となる死亡事例も発生した。

## 2 各国政府等による日本に対する主な対応(入国制限・渡航制限等)

### (1)タイ

- 2021年1月以降、タイ政府の認可を受けたセミコマーシャル・フライトが運航開始し、入国には査証が必要だが全てのタイプの査証の取得が可能となった(ビザオンアライバルでのタイ入国は不可)。また渡航前は査証取得に加え、引き続き入国許可証(COE)の取得、陰性証明書等の取得、また入国後は政府指定施設で10日間の隔離、隔離期間中の2回のPCR検査の受検、追跡アプリのインストール等が必要。  
(※2020年9月22日から2021年9月30日まで日本を含む観光ビザ免除対象国の国籍者で観光目的で45日以内の滞在であればビザ免除でタイ入国が可)
- 東京/バンコク間は在京タイ大使館が手配するセミコマーシャル便が週30便程度運航。現在、ANA、JALはバンコク/東京間を毎日運航。JALはバンコク/関空間を週1便運航。タイ航空は3/28~6/30はバンコク/成田・羽田を週4便、バンコク/関空を週2便運航予定。
- 2021年4月1日以降、タイ入国時の14日間の隔離期間の短縮を実施(タイ到着3ヶ月前から14日前までに発効のワクチン接種証明書及び陰性証明書を所持する者は隔離7日間、PCR検査1回。ワクチン接種証明書を所持しているが陰性証明書がない者は隔離7日間、PCR検査2回。ワクチン接種証明書を所持しないが陰性証明書を所持する者は隔離10日間、PCR検査2回。変異株発生国・地域からの入国者はこれまで同様14日間の隔離(日本は変異国発生リストには現時点では含まれていない)
- 日本を含む全ての新型コロナ感染症発生国への渡航中止を勧告。

### (2)ベトナム

- 入国には査証が必要。外交旅券、公用旅券所持者のほか、重要な外交活動に参加、従事する外国人、専門家、企業管理者、高技能労働者等に査証を発給。入国時、陰性証明書の提示、医療申告が必要。14日以上滞在者については、入国後14日間、原則指定隔離施設で隔離。その間、2、3回、PCR検査を受検。毎週、合計2、3便、日系航空会社が特別便を運航。日越首脳会談での合意を受け、11月1日よりビジネストラック(優先往來制度。滞在期間14日未満を対象。)を開始。
- 必要な場合を除いて、各国の感染地域に渡航しないこと、もし渡航する場合には、規定に従ってベトナム帰国時に14日間隔離となる旨勧告。

### (3)カンボジア

- 全ての外国人渡航者に対しての査証免除及び観光査証、e-visa、到着査証の発給を当面停止。入国を希望する場合、海外のカンボジア大使館・総領事館等で、事前の査証取得が必要。(※発給済みのビザについては、引き続き有効かつ国内での延長申請が可能。)
- PCR検査(鼻咽頭スワブ)に基づき、かつ居住国からカンボジアに向けての出発の72時間前以内に居住国の保健当局などから発行された新型コロナウイルスに感染していないことを証明する英語の健康診断書の提示、90米ドルのCOVID-19健康保険(20日間有効)をFORTE insurance Companyのウェブサイトですべて購入すること。
- 到着時及び隔離13日目にPCR検査を実施。同防疫措置で生じる費用の負担のためカンボジア到着時に指定された銀行への最低2,000米ドルのデポジットが必要(現金またはデビットカードでの支払い。但し、Kビザ(永住者)所持者は免除。)。隔離終了後3日以内に残金を返金。
- ただし、一定の条件を満たすカンボジア所在の企業から保証を受ける場合、デポジットの預け入れ及び保険の購入は免除される。
- 11/18より、中国、日本、韓国、ベトナム、タイ、米国、欧州連合加盟国からカンボジアへ入国する企業関係の外国人渡航者で、保証人が申請・取得した支払保証書を所持する被保証人は、新型コロナに感染していないことを証明する健康診断書の提示し、入国時の検査でも陰性が確認できた場合、活動計画に従って活動することが可能。但し、入国時の同一フライトの乗客に一人でも陽性者が確認された場合、政府指定施設での隔離が義務付けられる。(→11/28の市中感染発生を踏まえ、12/12より同措置は一時停止)

### (4)ミャンマー

- 全ての外国人に対し、新規査証発給及び査証免除を、4/30まで原則一時停止(ただし、外交団、国連機関職員、航空機等のクルーの例外あり。)。6月上旬以降、政府事業、建設事業、経済活動等に係る職務を果たすことを目的とする場合に限り、下記を条件に、外国政府関係者及びビジネス関係者への査証発給を再開し、入国を許可。
  - ①出発前72時間以内に発行された陰性証明書の所持、
  - ②出発前の7日間に自宅隔離していたことを示す証明書(所属企業発行のもので可)、
  - ③(1月3日から)ミャンマー到着後2回のPCR検査、
  - ④14日間の施設隔離。

(注)2020年7月以降、施設隔離の期間を短縮した「ファストトラック」が導入されていたが、現在事実上運用されていない。

- 4/30までの商用旅客航空便の着陸禁止措置。在外ミャンマー人救援便への同乗によるのみ外国人の入国を受入れ。ANAは成田・ヤンゴン救援便を4月は2便運航予定。
- 全ての外国人の陸路での入国を禁止。

### (5)ラオス

- ベトナム、カンボジア等からの国際便運休。
- 5/31まで新型コロナの市中感染国からのチャーター便の運航停止。
- 5/31まで新型コロナの市中感染国(日本を含む)を出発・経由した渡航者の原則入国禁止。  
ただし、外交官、国際機関職員、専門家、投資家が緊急の用務により入国を必要とする場合は、対策特別委員会から許可を受け、以下の対策を実施した上で入国可能。
  - ①出国72時間前のPCR検査証明書、
  - ②ラオス到着時のPCR検査、
  - ③政府指定の隔離施設又はホテルでの14日間待機、
  - ④隔離期間中の医療モニタリング機器装着、
  - ⑤コロナ保険加入。※④及び⑤は、外交官、国際機関等職員及びその家族は免除。

## 3 我が国の対応

- 3/31よりタイ・ベトナムに対し「感染症危険情報」をレベル3(渡航は止めてください)に、他3か国をレベル2(不要不急の渡航は止めてください)に引き上げ。なお、「危険情報」については、3/25よりメコン5か国を含む全世界に対しレベル2(不急不要の渡航は止めてください)に引上げ。
- 4/3よりタイ・ベトナムからの外国人の入国原則禁止(外交・公用、特別永住者、4/2までに出国した「永住者」、「永住者の配偶者等」、「日本人の配偶者等」、「定住者」等は例外あり。入国後、PCR検査実施。検疫所長が指定する場所での14日間の待機、14日間の公共交通機関の不利用を要請。(これらの措置はタイ・ベトナムから入国する日本人も対象。))。その他メコン3か国に対しては、4/2までに発給された査証の効力、査免の一時停止。日本人を含めこれらの国から入国した者に対し、検疫所長が指定する場所での14日間の待機、14日間の公共交通機関の不利用を要請。
- 10/30よりタイ・ベトナムに対し「感染症危険情報」をレベル3からレベル2に引下げ。また、ミャンマーに対しては、「感染症危険情報」をレベル2からレベル3に引き上げ。

# メコン地域各国政府による入国制限・渡航制限等

**タイ**

**入国制限**

- ▶ 2021年1月以降、タイ政府の認可を受けたセミコマーシャル・フライトが運航開始し、入国には査証が必要だが全てのタイプの査証の取得が可能となった(ビザオンアライバルでのタイ入国は不可)。また渡航前は査証取得に加え、引き続き入国許可証(COE)の取得、陰性証明書、等の取得、また入国後は政府指定施設で10日間の隔離、隔離期間中の2回のPCR検査の受検、追跡アプリのインストール等が必要。  
(※2020年9月22日から2021年9月30日まで日本を含む観光ビザ免除対象国の国籍者で観光目的で45日以内の滞在であればビザ免除でタイ入国が可)
- ▶ 東京/バンコク間は在京タイ大使館が手配するセミコマーシャル便が週30便程度運航。現在、ANA、JALはバンコク/東京間を毎日運航。JALはバンコク/関空間を週1便運航。タイ航空は3/28~6/30はバンコク/成田・羽田を週4便、バンコク/関空を週2便運航予定。
- ▶ 2021年4月1日以降、タイ入国時の14日間の隔離期間の短縮を実施(タイ到着3ヶ月前から14日前までに発効のワクチン接種証明書及び陰性証明書を所持する者は隔離7日間、PCR検査1回。ワクチン接種証明書を所持しているが陰性証明書がない者は隔離7日間、PCR検査2回。ワクチン接種証明書を所持しないが陰性証明書を所持する者は隔離10日間、PCR検査2回。変異株発生国・地域からの入国者はこれまで同様14日間の隔離(日本は変異国発生リストには現時点では含まれない)
- ▶ 日本を含む全ての新型コロナウイルス感染症発生国への渡航中止を勧告。

**行動制限**

- ・2020年7月7日以降の行動制限は以下のとおり。
  - ▶非常事態宣言の継続 ▶パブやバーの0時以降の営業禁止 ▶事業者及び施設利用者による入退場者情報管理アプリ「タイチャナ」の利用推奨 ▶飲食店内における社会的距離の確保
- ・12/20、サムットサーコーン県内でのミャンマー人労働者の大規模クラスターを受け、非常事態対策本部は、1月3日バンコク都を含む28都県を高度管理地域(Red Zone)に指定。その後、全国を5つの地域に区分し、各県で具体的防疫措置(教育施設・場所の使用禁止、セミナー・設宴等の活動禁止、娯楽施設の閉鎖、商業施設の営業制限、越県移動の検問等)を実施したが、2月以降徐々に緩和傾向にあった。しかし、3月下旬にバンコクの歓楽街でのクラスター発生を受け、77都県中41都県にて娯楽施設(パブ、バー、カラオケ、個室付浴場等)の閉鎖を含む感染拡大防止措置を実施。**4月18日以降、一時的に、バンコク都においては教育機関の閉鎖、飲食店での飲食は夜9時まで、店内での酒類の提供禁止等の防疫措置を実施。**

**出国制限**

- ・ANA、JALがバンコク/東京間を毎日運航。JALはバンコク/関空間を週1便運航。タイ航空は3/28~6/30はバンコク/成田・羽田を週4便、バンコク/関空を週2便運航。

**渡航**

- ・5/16以降の危険感染症地域は、イタリア、イラン、マレーシア、カンボジア、ラオス、インドネシア、ミャンマー。
- ・日本を含む全ての新型コロナウイルス感染症発生国への渡航中止を勧告。

**入国制限**

- ・入国には査証が必要。外交旅券、公用旅券所持者のほか、重要な外交活動に参加、従事する外国人、専門家、企業管理者、高技能労働者等に査証を発給。入国時、陰性証明書の提示、医療申告が必要。14日以上滞る者については、入国後14日間、原則指定隔離施設で隔離。その間、2、3回、PCR検査を受検。毎週、合計2、3便、日系航空会社が特別便を運航。日越首脳会談での合意を受け、11月1日よりビジネスラック(優先往来制度。滞在期間14日未満を対象。)を開始。
- ・1月5日フック首相は英国、南アフリカをはじめとする変異ウイルスの感染が発生した国・地域からベトナムに入るフライトの一時停止を指示。現時点で英国、南アフリカからのフライトを停止。1月20日、保健省は全入国者への14日間の集中隔離適用を発表(特別な外交分野の入国ケースを除く)。一部の地域で隔離期間を21日間にする動きあり(その後ハノイは2回陰性結果が出た者は14日間の隔離に)。

**ベトナム**

**行動制限**

- ・入国後、14日間の集中隔離を行う。14日間の隔離期間中2回のPCR検査を実施。専門家、企業管理者、高技能労働者等の場合、企業の経営者及び当該地方の医療機関がその隔離を監視し、コミュニティへの感染拡大防止に責任を負う。
- ・公共の場でマスク着用を徹底。
- ・ハイズオン省:3月3日0時、2月16日から省全域で実施していた社会隔離を終了。宗教・スポーツ行事等の実施やカラオケ、バー等の営業は引き続き禁止。
- ・クアンニン省:3月3日6時から、1月28日以降停止していたヴァンドン国際空港を再開。3月2日、同省内における観光活動を再開。
- ・ハノイ市:3月2日から、感染防止対策を実施した上で、屋内のレストラン、カフェの営業再開を許可。幼稚園、普通教育は3月2日から、大学、職業訓練校は3月8日から再開。3月3日以降にハイズオン省から入る者は全て医療申告、リスクの高い地域から入る者は14日間自宅隔離。3月23日から、カラオケ、バー、ディスコの営業再開を許可。
- ・ホーチミン市:3月1日から市内教育機関の登校再開を許可。3月19日から、カラオケ、バー等の営業再開。
- ・ハイフォン市:3月1日からカフェ、飲食店等の営業を再開。3月20日から、全ての活動の平常通りの営業再開を許可。

**出国制限**

- ・ベトナム航空はベトナム発成田行きの片道運航。
- ・ANAは当面ハノイ→成田で週5便、ホーチミン→成田で週3便、ホーチミン→羽田で週5便、JALは当面ハノイ→成田で毎日、ホーチミン→成田で週4便、ホーチミン→羽田で週3便を予定。旅客数を絞る可能性あり。

**渡航**

- ・各省庁、地方の職員による日本を含む海外出張・研修を原則一時停止(ただし、首相が特別に許可した場合を除く)。
- ・必要な場合を除いて、各国の感染地域に渡航しないこと、もし渡航する場合には、規定に従ってベトナム帰国時に14日間隔離となる旨勧告。

# メコン地域各国政府による入国制限・渡航制限等

ラオス

**入国制限**

- ・ベトナム、カンボジア等からの国際便運休。
- ・国際・地域・慣習国境事務所における一般人の入国禁止。
- ・5/31まで新型コロナの市中感染国からのチャーター便の運航停止。
- ・5/31まで新型コロナの市中感染国(日本を含む)を出発・経由した渡航者の原則入国禁止。

ただし、外交官、国際機関職員、専門家、投資家が緊急の用務により入国を必要とする場合は、対策特別委員会から許可を受け、以下の対策を実施した上で入国可能。  
 ①出国72時間前のPCR検査証明書、②ラオス到着時のPCR検査、③政府指定の隔離施設又はホテルでの14日間待機、④隔離期間中の医療モニタリング機器装着、⑤コロナ保険加入。※④及び⑤は、外交官、国際機関等職員及びその家族は免除。

**行動制限**

- ・5/31まで継続する行動制限は以下のとおり。  
 COVID19感染拡大防止対策の厳格な実施。
- ・4/14-16のラオス正月期間における以下の行為を禁止。  
 一寺・公共施設・川辺等での芸能公演、汚水・色水の掛け合い、車から路上の他人に向かって水を掛けること、コンサート・美人コンテスト・パレード、指定場所以外での露天営業。首都ビエンチャン市内における不要な外出。
- ・4/14-30の期間は、娯楽施設、カラオケ店、酒類提供飲食店の一時休業、ソーシャルディスタンスを確保できない宴会等の自粛。
- ・4/22-5/5の期間、首都ビエンチャンをロックダウン。外国人を含む出勤制限及び不要な外出の禁止、一部遊興施設等の閉鎖、首都ビエンチャンと他県間の移動禁止等の措置が出されている。

**出国制限**

- ・国際・地域・慣習国境事務所における一般人の原則出国禁止。ただし、ラオスで就労・就学している外国人は、目的に応じて帰国することを許可する。
- ・ベトナム、カンボジア等への国際便運休。

**渡航**

- ・全ての感染国への団体旅行を中止・延期。
- ・公務員の全ての感染国行きの出張を中止・延期。
- ・感染国への留学を中止。
- ・海外渡航、特に飛行機又は混雑した乗り物による渡航の抑制。

ミャンマー

**入国制限**

- ・全ての外国人に対し、新規査証発給及び査証免除を、4/30まで原則一時停止(ただし、外交団、国連機関職員、航空機等のクルーの例外あり。)。6月上旬以降、政府事業、建設事業、経済活動等に係る職務を果たすことを目的とする場合に限り、下記を条件に、外国政府関係者及びビジネス関係者への査証発給を再開し、入国を許可。
- ①出発前72時間以内に発行された陰性証明書の所持、②出発前の7日間に自宅隔離していたことを示す証明書(所属企業発行のもので可)、③ミャンマー到着後2回のPCR検査、④14日間の施設隔離。
- (注)2020年7月以降、施設隔離の期間を短縮した「ファストトラック」が導入されていたが、現在事実上運用されていない。
- ・4/30までの商用旅客航空便の着陸禁止措置。在外ミャンマー人救援便への同乗によってのみ外国人の入国を受入れ。ANAは成田・ヤンゴン救援便を4月は2便運航予定。
- ・全ての外国人の陸路での入国を禁止。
- ・英国の居住者および14日以内に英国を訪問した者のミャンマー入国禁止(コロナ変異株の拡大を受けた水際対策措置の強化)。

**行動制限**

- ・ミャンマーに入国する全ての者(外国人含む)は、入国後14日間の施設隔離。
- ※緊急事態宣言下で権限を掌握している国軍は、治安対策を理由に、8日付で公共の場での5人以上の集会禁止令及び夜間外出禁止令(午後8時から午前4時の間の外出禁止)を発出している。

**出国制限**

- ・ミャンマーからの陸路での外国人の出国を禁止。外国人は、ヤンゴン、マンダレー及びネーピードーの国際空港からのみ出国が認められている。

**渡航**

- ・ミャンマー国籍保有者に対し、外国、特に感染が広まっている国(特定国への言及なし)への不要不急の渡航は控えるよう勧告。

# メコン地域各国政府による入国制限・渡航制限等

## 入国制限

- ・全ての外国人渡航者に対しての査証免除及び観光査証、e-visa、到着査証の発給を当面停止。入国を希望する場合、海外のカンボジア大使館・総領事館等で、事前の査証取得が必要。(※発給済みのビザについては、引き続き有効かつ国内での延長申請が可能。)
- ・PCR検査(鼻咽頭スワブ)に基づき、かつ居住国からカンボジアに向けての出発の72時間前以内に居住国の保健当局などから発行された新型コロナウイルスに感染していないことを証明する英語の健康診断書の提示、90米ドルのCOVID-19健康保険(20日間有効)をFORTE insurance Companyのウェブサイトですべて購入すること(外交・公用査証保持者を除く)。
- ・全ての外国人渡航者は、カンボジア政府が指定するホテルにおいて、2週間の隔離が義務付けられる(外交査証保持者は自宅隔離可)。到着時及び隔離13日目にPCR検査を実施。防疫措置で生じる費用の負担のためカンボジア到着時に指定された銀行への最低2,000米ドルのデポジットが必要(現金またはデビットカードでの支払い。但し、Kビザ(永住者)所持者は免除。)。隔離終了後3日以内に残金を返金。
- ・中国、日本、韓国、ベトナム、タイ、米国、欧州連合加盟国からカンボジアへ入国する企業関係の外国人渡航者(投資家、ビジネスパーソン、会社員、専門家、技術者)で、保証人(企業の代表者、経済特区における投資プロジェクトのオーナー、該当する外国人が所属する企業など)が申請・取得した支払保証書を所持する被保証人は、居住国からカンボジアに向けての出発の72時間前以内に居住国の保健当局などから発行された新型コロナウイルスに感染していないことを証明する英語の健康診断書を提示し、入国時の検査で陰性が確認された場合には、デポジットの預け入れ及び保険の購入は免除されるとともに、申請の際に登録した宿泊先における自己隔離を継続しつつ、支払保証書の申請時に登録した活動計画に従って活動することが可能。但し、入国時の同一フライトの乗客に一人でも陽性者が確認された場合、政府指定施設での隔離が義務付けられる。(→11/28の市中感染発生を踏まえ、12/12より同措置は一時停止)
- ・成田・プノンペン便(ANA)につき、10月末まで運休。

## カンボジア

## 行動制限

- ▶2/20に判明した市中感染事例の拡大を踏まえて以下の措置を導入。
    - ・20人以上集まる集会・会合及びスポーツ活動の禁止。
    - ・全国の教育機関の閉鎖(次回通達まで)。
    - ・映画館、劇場及び博物館の閉鎖(次回通達まで)。
    - ・シハヌーク州への物流を除く立ち入り禁止。その他一部の感染地域で立ち入り禁止。
  - ・3/8、フン・セン首相は、テレワーク等による出勤者の9割減を公的機関に指示するとともに民間企業に要請。
  - ・3/12、マスクの着用やソーシャルディスタンスの確保を法令で義務化、3/24からプノンペンと4州で施行開始。
  - ・3/15、フン・セン首相は、結婚式などの集会の禁止を全国の知事に要請。
  - ・3/31、カンボジア政府はコロナ等感染症拡大防止のための行政措置に関する政令を発出、右政令に基づき、4/1、プノンペン都は夜間外出禁止令を発出。
  - ・4/6、カンボジア政府は4/7～20までの州を超える移動を禁止。
  - ・4/10、プノンペン都は4/11～24までの間、都内でのアルコールの販売及び店内での飲食を禁止。
  - ・4/14、プノンペン都は4/15～28までの間、ロックダウンを発表、一部の例外を除き、外出、企業活動、集会を禁止。
- ▶2/20、郵便電気通信省はQRコードを利用した追跡システムを導入。全ての公的及び私的機関、レストラン、工場等が対象で、システム開始3日間で全国28,809ヶ所でQRコードを設置済み。
- ▶2/22、フン・セン首相は、隔離などの防疫措置に協力しなかった外国人については強制退去並びに入国拒否処分とし、また企業については免許の取り消しや企業の閉鎖処分とする措置を承認。また、3/11、新型コロナウイルス及び深刻な感染症拡大予防法が成立し、感染症予防措置に協力しなかった者への罰則を強化。

## 出国制限

- ・成田・プノンペン便(ANA)につき、10月末まで運休。

## 渡航

- ・欧州、米国、イランへの渡航禁止。政府職員の出張不可。